



消費増税延期に まつわるお話し

※ はじめに

6月に入り、比較的過ごしやすい日々が続いております。適度に涼しく、それほど雨も降らなくて、こんな気候が続いてくれるとありがたいなと思います。

3月決算 5月申告の会計事務所最大の繁忙期を乗り越えました。お預かりしている資料の返却や書類の整備など、残務的な業務は少し残っておりますが、業界的にはこれから年末調整まで、比較的落ち着いた時期が続きます。

さて今回の事務所通信では、先日発表されました消費増税の延期についてと、それに関連して延期・延長される可能性のある制度について、お伝えします。

伊勢志摩サミットでの安倍首相の「リーマン級」発言は、若干の唐突感は否めませんでした。世論やエコノミストの評価は割れているようです。

※ ワンポイント解説

I. 消費増税延期を鑑みて

増税延期が決まって、予測されることを記載しています。

※ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフ近況

新大阪駅に新幹線を見に行きました。

ワンポイント解説

I. 消費税増税延期を鑑みて…

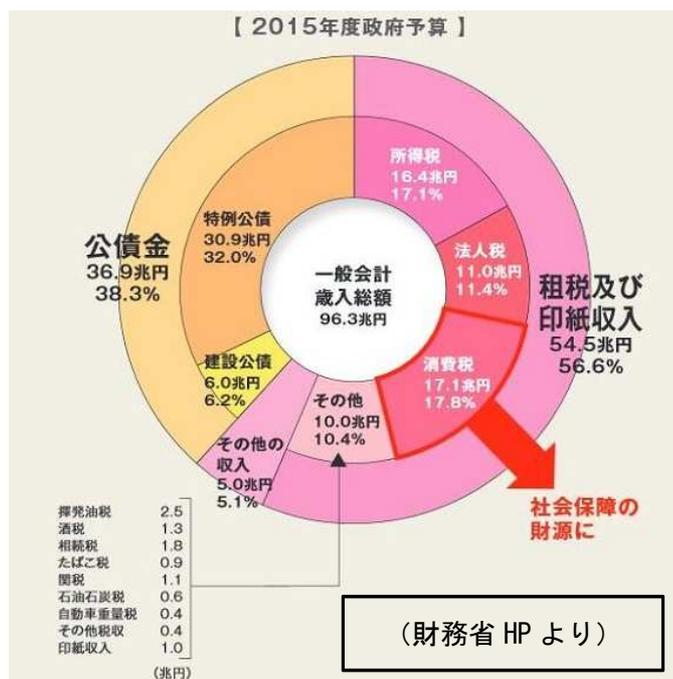
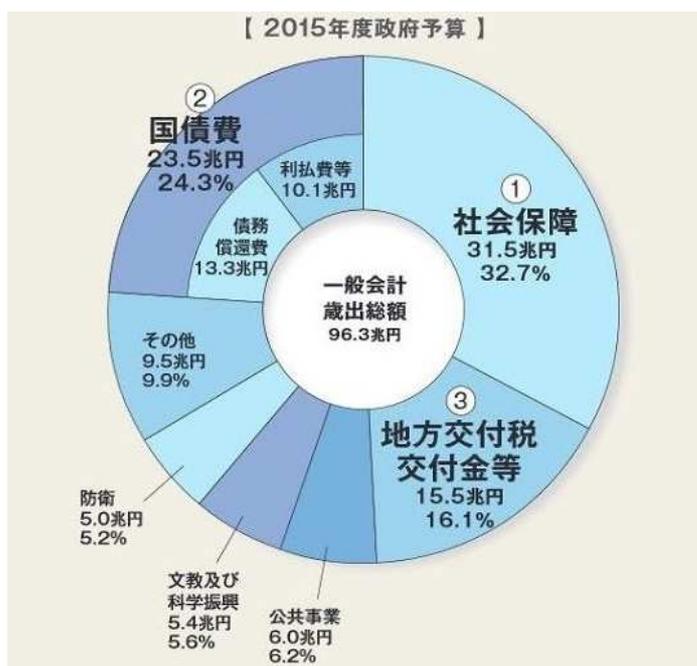
消費税の増税延期が決定しました。今年になってから徐々に新聞各紙に「本当に増税するのか!？」という記事が出てき始めていましたが、ついに再延期が決まりました。延期期間は2019年10月までの2年半。食料品などに係る軽減税率の実施は引き揚げ時と同時ということですが。

スーパーのレジベンダーは大きく肩すかしを食らった形になっているでしょうね。軽減税率対象商品を区別するシステム受注で沸いていたでしょうけれども、2年半後以降になったわけですから…。

首相は、2020年の基礎的財政収支（プライマリーバ

ランス）の黒字化という目標は堅持する方針のようです。基礎的財政収支とは税収・税外収入と、国債費（国債の元本返済や利子の支払いにあてられる費用）を除く歳出との収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけまかなえているかを示す指標を言います。

2016年度の我が国の国家予算はおよそ96兆円ですが、そのうち税収で賄えているのは60兆円です。国家予算を60兆円まで切り詰めるか、税収等を96兆円まで上げるとプライマリーバランスが釣り合っている状態となります。さて国家予算のうち税収等で賄えない残り34兆円は国債を発行しているわけですが、その残



高は 840 兆円ほどになっています。個人に置き換えてみますと、年間 1,000 万円お金が必要だけれども 600 万円しか稼げないので、残り 400 万円を外から借りてきていて、その借入総額が 8,400 万円ほどになっている状況ということです。恐ろしいですね。

消費増税を財源として予定していた保育や介護などの充実策は実施すること。必要なのはわかりますが、お金はどこから？という疑問は出てきます。

とはいえ、景気の上向き感も感じられず、雇用は伸びているものの賃金はあがらず、個人消費は伸びていない話をききます。まだ 2014 年の 5%→8%増税時の影響が残っているとの記事も。このような時期に増税をしてしまうと景気が悪くなるのかもしれない。エコノミストの見解も是非が割れているようです。

II. 自動車新税や住宅ローン控除など

消費増税に連動して、軽減税率とは別に導入されようとしていた自動車に係る税金も延期が予想されます。

現在、自動車を購入した場合には自動車取得税といって、取得価額の 3%が課税されています。ちなみに、5%→8%増税時にこの税率は 5%→3%に下げられています。購入者としては負担に増減はありませんでした。

消費増税時に、この取得価額×3%という自動車取得税がなくなり、車の燃費に応じて課税する環境性能割税に変わる予定でした。

また、5%→8%増税時に、住宅需要の下支え施策として、住宅ローン控除の拡充や住宅取得資金贈与の非課税などが導入されましたが、こちらも同様に延長さ

れることが予想されます。

III. マイナス金利の影響

景気の刺激策として導入されたマイナス金利ですが、実質的に景気はこの政策による刺激を受けてよくなっているかどうかはこれからのようです。

事務所通信でも取り上げたように住宅ローンは空前の低金利になっているものの、住宅着工戸数は前年割れしているとか。銀行も借換えの依頼は多いけれども新規の借入は今のところ少ないようです。

それ以外の影響として、かんぽ生命が 8 月以降の保険料改定を発表しました。マイナス金利政策で運用環境が厳しくなったことが要因のようです。また当事務所は大同生命の代理店をしており、定期的に情報交換をしておりますが、一般生命保険会社もそのような動きがあるようです。

また、政府系金融機関の住宅金融支援機構が扱う長期固定型住宅ローン「フラット 35」の 6 月の適用金利が、前月より 0.02%高い 1.1%となり、マイナス金利政策による金利下げが一段落したものとみられます。

8%に増税された影響が残っているとすれば、およそ 3 年後の 10%への増税後にも同様の低迷期が訪れることが予想されます。その時のために、今から貯蓄を…と考える思考パターンが景気にブレーキをかけているのかもしれない。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー 公益社団法人東納税協会 記帳指導員		

☆ スタッフ近況 ☆

先日、最近「新幹線」を覚えた息子に新幹線を見せるためだけに新大阪駅まで行ってきました。新幹線を近くで見ると、在来線の車両とは違う、速さを追及した構造美に見とれてしまいますね。息子以上に興奮して、「柵から手を放して」と流れているアナウンスに全く気付かず、駅員さんに注意されました。

30分ほどホームにいましたが、その間に偶然 500系エヴァに遭遇して非常に得した気分になりました。

(中前)

